

第一号議案

教育職員免許状に関する規則の一部改正について

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年八月五日提出

大分県教育委員会教育長 岡本 天津 男

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和三十七年大分県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二中「に掲げる書類」を「の書類のうち必要とするもの」に改め、同条に次の二号を加える。

三 実務成績証明書

四 教科認定書

第六章中第二十二條の次に次の一條を加える。

（令和四年改正法の施行に伴う失効等した普通免許状の再授与の申請書類の特例）

第二十二條の二 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和四年法律第四十号。以下「令和四年改正法」という。）による改正前の免許法の規定により更新若しくは延長をせずに有効期間が満了し、又は令和四年改正法による改正前の教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二條の規定により失効した普通免許状を有する者が、再度その普通免許状の授与を受けようとする場合は、第十条から第十一条の二まで、第十三条から第十四条の二まで、第十六条、第十七条及び第二十条の規定にかかわらず、大分県教育委員会が必要と認める書類の提出をもって代えることができる。

第四号様式及び第八号様式中「~~ハ~~」の次に「~~ハ~~」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日（令和四年八月十六日）から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の教育職員免許状に関する規則に規定する様式用の用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

提案理由

教員免許更新制により失効した普通免許状の再授与申請に係る書類を簡素化し、事務
手続を円滑に行うための申請書類の特例等に係る規定を整備したいので提案する。

○教育職員免許状に関する規則（昭和三十七年大分県教育委員会規則第五号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条～第十四条（略）</p> <p>（新教育領域の追加の定めの場合）</p> <p>第十四条の二 教育職員検定により新教育領域の追加の定めを受けようとする者は、第十二条の書類のほか、次の書類のうち必要とするものを提出しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 実務成績証明書</p> <p>四 教科認定書</p> <p>第十四条の三～第二十二条（略）</p> <p>（令和四年改正法の施行に伴う失効等した普通免許状の再授与の申請書類の特例）</p> <p>第二十二条の二 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和四年法律第四十号。以下「令和四年改正法」という。）による改正前の免許法の規定により更新若しくは延長をせずに有効期間が満了し、又は令和四年改正法による改正前の教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二条の規定により失効した普通免許状を有する者が、再度その普通免許状の授与を受けようとする場合は、第十条から第十一条の二まで、第十三条から第十四条の二まで、第十六条、第十七条及び第二十條の規定にかかわらず、大分県教育委員会が必要と認める書類の提出をもつて代えることができる。</p> <p>第二十三条～第三十六条（略）</p> <p>第一号様式～第三号様式（略）</p>	<p>第一条～第十四条（略）</p> <p>（新教育領域の追加の定めの場合）</p> <p>第十四条の二 教育職員検定により新教育領域の追加の定めを受けようとする者は、第十二条の書類のほか、次に掲げる書類</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第十四条の三～第二十二条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第二十三条～第三十六条（略）</p> <p>第一号様式～第三号様式（略）</p>

第4号様式(第10条、第13条、第14条、第14条の2、第17条、第23条、第33条関係)

人 秘

実務成績証明書				
本籍地 (都道府県名)	勤務校名 勤務職名		氏名 (旧姓) (通称名)	年 月 日
現住所	年 月 日			
勤務期間	年 月 日から 年 月 日まで (年 月間)	年 月 日から 年 月 日まで (年 月間)	年 月 日から 年 月 日まで (年 月間)	年 月 日から 年 月 日まで (年 月間)
勤務場所				
職名				
担任学年 教科 事務内容				
勤務状況				
その他	所属長 <input type="checkbox"/>	所属長 <input type="checkbox"/>	所属長 <input type="checkbox"/>	所属長 <input type="checkbox"/>
上記のとおり証明する。 年 月 日				
備考 旧姓及び通称名の記入は、任意とする。 所 轄 庁 又は理事長 <input type="checkbox"/>				

第四号様式の二七第七号様式 (鑑)

第4号様式(第10条、第13条、第14条、第14条の2、第17条、第23条、第33条関係)


人 秘

実務成績証明書				
本籍地 (都道府県名)	勤務校名 勤務職名		氏名 (旧姓) (通称名)	年 月 日
現住所	年 月 日			
勤務期間	年 月 日から 年 月 日まで (年 月間)	年 月 日から 年 月 日まで (年 月間)	年 月 日から 年 月 日まで (年 月間)	年 月 日から 年 月 日まで (年 月間)
勤務場所				
職名				
担任学年 教科 事務内容				
勤務状況				
その他	所属長 <input type="checkbox"/>	所属長 <input type="checkbox"/>	所属長 <input type="checkbox"/>	所属長 <input type="checkbox"/>
上記のとおり証明する。 年 月 日				
備考 旧姓及び通称名の記入は、任意とする。 所 轄 庁 又は理事長 <input type="checkbox"/>				

第四号様式の二七第七号様式 (鑑)

第8号様式(第13条、第14条、第14条の2、第15条、第20条、第35条関係)


人 秘

教 科 認 定 書									
本 籍 地 (都道府県名)	勤務先及 び現職名				氏 名 (旧 姓) (通称名)				
現 住 所	年 月 日生								
認 定 出 願 教 科	勤 務 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (年 月 間)	年 月 日から 年 月 日まで (年 月 間)	年 月 日から 年 月 日まで (年 月 間)	年 月 日から 年 月 日まで (年 月 間)	年 月 日から 年 月 日まで (年 月 間)	年 月 日生		
	勤 務 場 所								
職 名									
	担 任 学 年 及 び 教 科								
指 導 及 び 教 科 等 の 実 績									
	所 属 長	所 属 長	所 属 長	所 属 長	所 属 長	所 属 長	所 属 長		
上記のとおり認定する。 年 月 日									
所 轄 庁 又は理事長 									
備考 旧姓及び通称名の記入は、任意とする。									

第九号様式～第十九号様式 (略)

第8号様式(第13条、第14条、第14条の2、第15条、第20条、第35条関係)

人 秘

教 科 認 定 書										
本 籍 地 (都道府県名)	勤務先及 び現職名				氏 名 (旧 姓) (通称名)					
現 住 所	年 月 日生									
認 定 出 願 教 科	勤 務 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (年 月 間)	年 月 日から 年 月 日まで (年 月 間)	年 月 日から 年 月 日まで (年 月 間)	年 月 日から 年 月 日まで (年 月 間)	年 月 日から 年 月 日まで (年 月 間)	年 月 日から 年 月 日まで (年 月 間)	年 月 日生		
	勤 務 場 所									
職 名										
	担 任 学 年 及 び 教 科									
指 導 及 び 教 科 等 の 実 績										
	所 属 長	所 属 長	所 属 長	所 属 長	所 属 長	所 属 長	所 属 長			
上記のとおり認定する。 年 月 日										
所 轄 庁 又は理事長 										
備考 旧姓及び通称名の記入は、任意とする。										

第九号様式～第十九号様式 (略)

教育職員免許状に関する規則の一部改正について（概要）

1 改正する教育委員会規則

教育職員免許状に関する規則（昭和37年大分県教育委員会規則第5号。以下「免許規則」という。）

【概要】

教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という）等の法令の規定に基づき、大分県教育委員会が授与する免許状に関して、申請方法等を規定したもの

2 一部改正の理由

(1) 教員免許更新制により失効した普通免許状の再授与申請の簡素化

10年に1度の更新を必要としていた教員免許更新制を解消するための「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和4年法律第40号）」が令和4年7月1日に施行された。この法律には、「失効した教員免許状の再授与について、都道府県教育委員会に対して事務手続の簡素化を図るよう周知すること」という旨の附帯決議が付された。

このことを受け、文部科学省から「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律等の施行について（通知）」（令和4年6月21日付け4文科教第444号）が発出され、再授与の基本的な考え方や簡素化（省略）可能と考えられる書類が示された。

これらのことを踏まえ、教員免許更新制により失効した普通免許状（本県教育委員会授与のもの）の再授与申請に係る書類の簡素化を図るため、免許規則の改正が必要となったもの。

【本県における再授与申請書類簡素化の一例】 ※国の通知を踏まえたもの

	従前の取扱い	簡素化後
別表第1により 小学校教諭の普通免許状を申請する場合	① 申請書（第1号様式） ② 履歴書（第2号様式） ③ 卒業証明書 ④ 学力に関する証明書 ⑤ 介護等体験に関する証明書 ⑥ 実務に関する証明書（勤務経験により教育実習の単位を他の単位に振り替える場合のみ）	① 申請書（第1号様式） ② 履歴書（第2号様式）

※ ③～⑥を簡素化する代わりに、「失効した免許状」等の提出が必要となる。

(2) 特別支援学校の教員免許状に新教育領域を追加する場合における規定の整備

特別支援学校の教員免許状は1又は2以上の特別支援教育領域（注）を定めて授与しており、当該免許状の授与を受けた者がその免許状に定められた特別支援教育領域以外の領域について必要な単位等を備えた場合は、申請により、当該免許状に新たな領域を追加して定める（以下「領域追加」という。）こととされている（免許法第5条の2第3項）。

領域追加の方法は、①特別支援教育科目の修得のみによる場合、又は②教育職員検定（人物・身体・学力・実務の4項目）による場合のいずれかであり、ともに平成20年3月の免許規則の一部改正において申請手続を規定しているところであるが、そのうち②の場合における教員としての実務検定に必要な書類が規定されていなかったため、当該規定を整備するもの。

（注） 視覚障害者に関する教育、聴覚障害者に関する教育、知的障害者に関する教育、肢体不自由者に関する教育及び病弱者（身体虚弱者を含む。）に関する教育の5領域

3 改正の内容

(1) 再授与申請の場合における簡素化についての規定（第22条の2関係）

教員免許更新制により失効した普通免許状の再授与申請の場合における申請書類の特例として「大分県教育委員会が必要と認める書類の提出をもって代えることができる」ことを新たに規定する。

実務上の取扱いは次のア及びイとする。

ア 簡素化する書類は、国の通知に基づき、「卒業・修了証明書」「学力に関する証明書」「介護等体験に関する証明書」「実務に関する証明書」とする。

イ 上記アにより簡素化する代わりに提出を求めることとなる書類は次のとおり。

- ・ 失効した免許状の原本又は写し、授与証明書又は公的身分証明書等
- ・ 戸籍抄本（失効した免許状等と現在の本籍地又は氏名が変わっている場合のみ）
- ・ 在職証明書等（旧免許状所持者で免許状未返納の者から再授与申請があった場合のみ）

(2) 教育職員検定により特別支援学校の教員免許状に領域追加をする場合の規定の整備（第14条の2、第4号様式及び第8号様式関係）

教育職員検定における実務（※1）の検定のため提出を要する書類として、「実務成績証明書」及び「教科認定書」（※2）を規定する。

※1 必要となる実務経験（いずれの場合も1年以上が必要）

- ・ 専修又は1種免許状に領域追加をする場合：特別支援学校の教員としての実務
- ・ 2種免許状に領域追加をする場合：特別支援学校のほか、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園の教員としての実務を含む。

※2 2種免許状に領域追加をする場合で、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校又は中等教育学校での実務経験により検定を受ける場合に必要

4 施行期日

公布の日（令和4年8月16日）